

# 災害廃棄物安全評価検討会（第8回）

平成 23 年 10 月 10 日（月）

13：00～15：00

環境省 第一会議室

## 議事次第

1. 指定廃棄物の指定基準等について
2. 特定廃棄物等の処理基準等について
3. その他

## 配付資料一覧

- 資料 1 第 8 回災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
- 資料 2 第 7 回検討会議事要旨
- 資料 3 放射性物質汚染対処特別措置法政省令規定事項等（廃棄物関係）と資料との対応関係
- 資料 4－1 指定廃棄物の指定基準について
- 資料 4－2 廃棄物の放射性物質による汚染状態の調査義務の対象とする施設について
- 資料 4－3 廃棄物の放射性物質による汚染状態の調査方法について
- 資料 5－1 特定廃棄物等の処理基準等について
- 資料 5－2 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する特別の処理基準について
- 資料 5－3 特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設に関する特別の維持管理基準について
- 資料 6 広域処理推進ガイドラインの改定について
- 参考資料 1 警戒区域、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図
- 参考資料 2 文部科学省による航空機モニタリングの測定結果について
- 参考資料 3 一般廃棄物焼却施設から排出される放射性セシウムを含む焼却灰の処理について（今後の進め方）
- 参考資料 4 一般廃棄物焼却施設における飛灰及びその処理物の放射能濃度マップ

## 災害廃棄物安全評価検討会出席者名簿

(委員名簿)

○:座長

- 井口 哲夫 名古屋大学大学院工学研究科教授
- 大垣 眞一郎 独立行政法人国立環境研究所理事長
- 大迫 政浩 独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長
- 酒井 伸一 京都大学環境科学センター長
- 杉浦 紳之 独立行政法人放射線医学総合研究所緊急被ばく医療研究センター長
- 新美 育文 明治大学法学部専任教授
- 森澤 眞輔 京都大学名誉教授

(敬称略、五十音順)

(オブザーバー)

- 塩崎 正晴 経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課長
- 安井 省侍郎 厚生労働省労働衛生課中央労働衛生専門官
- 小牛田 政光 福島県生活環境部次長
- 加藤 正美 独立行政法人原子力安全基盤機構廃棄物燃料輸送安全部長
- 木村 英雄 独立行政法人日本原子力研究開発機構安全研究センター基盤機構廃棄物安全研究グループ研究主幹
- 藤吉 秀昭 財団法人日本環境衛生センター常務理事
- 金子 健司 財団法人日本分析センター放射能分析業務部総括グループリーダー

## 災害廃棄物安全評価検討会（第7回） 議事要旨

日時：平成23年9月25日（日）13:00～15:25

場所：環境省 第一会議室

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、杉浦委員、新美委員、森澤委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院 放射性廃棄物規制課 塩崎課長  
 厚生労働省 労働基準局安全衛生部労働衛生課 安井中央労働衛生専門官  
 福島県 生活環境部 一般廃棄物課 上野課長  
 独立行政法人日本原子力研究開発機構  
 安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹  
 財団法人日本分析センター 北村精度管理室長  
 財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事  
 財団法人日本環境衛生センター 河邊理事  
 財団法人日本環境衛生センター 環境工学部 秋月次長

環境省：南川事務次官、谷津官房長、関水環境担当審議官  
 森谷福島除染推進チーム長、清水大臣官房審議官  
 廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長  
 廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川課長  
 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長  
 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長  
 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

※会議は非公開で行われ、終了時の南川次官挨拶は公開された。

## 議 題

1. 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針について
  - ア. 環境省から、資料3、4に基づき、放射性物質汚染対処特別措置法の省令等により規定すべき事項、同法に基づく基本方針の論点について説明があった。
  - イ. 環境省から、汚染廃棄物対策地域の範囲は、警戒区域及び計画的避難区域とするという案を示したところ、委員から特段の反対意見はなかった。
  - ウ. 委員から、減容することにより放射能濃度が高い濃度に濃縮されたものに関しては、国が中心となって処理することを明示すべきとの指摘があった。
  - エ. 委員から、現在住民が住んでいる地域だけでなく、今住んでいなくても今後帰還が予定されている地域においても、同様に処理を進めるべきとの指摘があった。
  - オ. 委員から、放射性物質に汚染された廃棄物を処理する際は安全に処理を行うことが基本であり、そのことを明示すべきとの指摘があった。
2. 指定廃棄物の指定基準等について
  - ア. 環境省から、資料5-1、5-2、5-3に基づき、放射性物質による汚染状態の調査義務対象施設、その調査方法、指定廃棄物の指定基準の検討について説明があつ

た。

- イ. 委員から、調査対象施設は 100Bq/kg 以上を対象とすると説明がつきやすいとの指摘があった。また、測定方法について、3 回測定して放射性物質濃度が低いレベルとなっているのであれば、測定対象から除いても構わないのではないかと指摘があった。
- ウ. 委員から、指定廃棄物を特定する観点から指定基準となる濃度に合った水準で調査対象となる地域を決める必要があるとの意見があった。ただし、産業廃棄物については広域で移動することに配慮すべきとの指摘があった。
- エ. 委員から、指定基準について、電離放射線障害防止規則（電離則）を考慮して設定すると分かりやすいとの指摘があった。
- オ. 委員から、指定基準について、処分場での管理方法を示すことで、一定の管理期間を経た後に受ける追加被ばく線量で判断してよいのではないかと指摘があった。
- カ. 委員から、指定基準について、濃度だけでなく溶出特性なども考慮してはどうかとの指摘があった。また、指定基準を議論する際は、その廃棄物の処理基準も含めて全体で議論する必要があるとの指摘があった。

### 3. 特定廃棄物等の処理基準等について

- ア. 環境省から、資料 6-1、6-2、6-3 に基づき、特定廃棄物の処理基準等、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する特別の処理基準、同処理施設に関する維持管理基準の検討について説明があった。
- イ. 委員から、現場保管基準について、周辺での放射線の監視測定は必要ではないかとの意見があった。
- ウ. 委員から、受入側の安心のために収集・運搬の際の事故対応等についても考慮する必要があるのではないかと指摘があった。
- エ. 委員から、処理基準について、地下水系への影響は見ているが、飛散抑制について放射線防護の観点のみならず廃棄物の適正処理の観点からも明示すべきとの意見があった。

### 4. 100,000Bq/kg を超える廃棄物の埋立処分等について

- ア. 環境省から、資料 7 に基づき、100,000Bq/kg を超える廃棄物の埋立処分等の検討について説明があった。
- イ. 委員から、処分場の安全評価を個別に行えば、遮断型の処分場のみならず、管理型の処分場でもコンクリートの箱につめるなどの条件によっては、100,000Bq/kg を超えるものでも埋立が可能ではないかとの意見があった。
- ウ. 委員から、既存の処分場を想定しているのか新設を想定しているのかと質問が出たところ、環境省から物量によるが両方あり得るとの回答があった。
- エ. 委員から、処分場の設置について、豪雨で土砂崩れのおそれのないところなど地理的な要件を配慮する必要があるとの意見があった。
- オ. 委員から、処分場の設置による影響について、住民の意見を聞く機会を設ける必要があるとの指摘があった。

### 5. その他

- ア. 委員から、資料 8、10 に基づき、放射性セシウムの溶出試験結果及び処分場浸出水処理施設における放射性セシウムの挙動について説明があった。
- イ. 委員から、焼却灰にゼオライトやベントナイトを混ぜると溶出量が減少するが物量は増えるので、メリットとデメリットがあるとの指摘があった。
- ウ. 環境省から、資料 9 に基づき、一般廃棄物焼却施設から排出される放射性セシウムを含む焼却灰の処理について今後の進め方案の説明があった。

エ. 委員から、主灰の埋立てについて、容器のイメージについて質問が出たところ、環境省からフレコンバックやドラム缶を想定しているとの回答があった。

オ. 議事の終了後に、南川次官から挨拶。

## 配付資料

- 資料 1 第 7 回災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
- 資料 2 第 6 回検討会議事要旨
- 資料 3 放射性物質汚染対処特別措置法政省令規定事項等（廃棄物関係）と今回の資料との対応関係
- 資料 4 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針について
- 資料 5 - 1 放射性物質による汚染状態の調査義務対象施設について
- 資料 5 - 2 放射性物質による汚染状態の調査方法について
- 資料 5 - 3 指定廃棄物の指定基準について
- 資料 6 - 1 特定廃棄物等の処理基準等について
- 資料 6 - 2 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する特別の処理基準について
- 資料 6 - 3 特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設に関する特別の維持管理基準について
- 資料 7 100,000Bq/kg を超える廃棄物の埋立処分について
- 資料 8 都市ごみ焼却飛灰とゼオライト等の混練物に関する放射性セシウムの溶出試験結果
- 資料 9 一般廃棄物焼却施設から排出される放射性セシウムを含む焼却灰の処理について（今後の進め方案）
- 資料 10 最終処分場浸出水処理施設における放射性セシウムの挙動
  
- 参考資料 1 8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針
- 参考資料 2 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図
- 参考資料 3 文部科学省による福島県西部の航空機モニタリングの測定結果について
- 参考資料 4 一般廃棄物最終処分場における排水中の放射性物質の測定結果について

# 放射性物質汚染対処特措法の省令規定事項等（廃棄物関係）と 資料との対応関係

## 基本方針

### 【廃棄物】

特定廃棄物

- 対策地域内廃棄物
- 指定廃棄物（資料4-1）

### 【基準】

特定廃棄物の収集・運搬、保管（現場保管を含む）、中間処理、処分の基準（資料5-1）

上記以外の廃棄物

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物（資料5-2）

廃掃法の処理基準、維持管理基準

廃掃法の処理基準に加え、特定一般廃棄物／特定産業廃棄物処理基準（資料5-2）

廃掃法の維持管理基準に加え、特定一般廃棄物処理施設／特定産業廃棄物処理施設維持管理基準（資料5-3）

除染に伴い生じた廃棄物  
（特定廃棄物を除く。）

除染に伴い生じた廃棄物の現場保管基準（資料5-1）



## 指定廃棄物の指定基準について（第 17 条、第 18 条）

- (1) 放射性物質汚染対処特措法第 17 条第 1 項及び第 18 条第 3 項の規定により、汚染廃棄物対策地域外の廃棄物であって、放射性物質により一定基準以上汚染されているものについては、特別な管理が必要な程度に汚染された廃棄物（以下「指定廃棄物」という。）として環境大臣が指定することとされている。
- (2) 当該指定の基準を環境省令で定めるとされているが、どのような基準を定めるべきか。

## 1. これまでの経緯

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（原子力安全委員会 平成 23 年 6 月 3 日）では、処理等に伴い周辺住民が受ける線量が 1 mSv/年を超えないようにするとともに、処理後に受ける線量を 10  $\mu$ Sv/年（基本シナリオの場合）以下にすることとされている。また、処理等に伴い作業員の受ける線量は、可能な限り 1 mSv/年を超えないことが望ましいとされている（超えた場合は適切に被ばく管理を行う）。

これを踏まえ、焼却灰については、「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」（6 月 23 日環境省）、「8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針」（8 月 31 日環境省）において、処理の方針を定めている。

## 2. 指定基準

- (1) これまで、放射性セシウムの濃度が 8,000Bq/kg を超える焼却灰等については、「8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針」（8 月 31 日 環境省）において、セメント固化や水との接触防止や低減を図る措置（隔離層の設置等）等の特別の処理方法によることを求めている。
- (2) また、放射性セシウムの濃度が 8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の上下水処理等副次産物については、「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」（6 月 16 日 原子力災害対策本部）において、個別に安全性を評価し、長期的な管理の方法を検討した上で、埋立処分することも可能とする、としている。
- (3) さらに、放射性セシウムの濃度が 8,000Bq/kg を超える稲わらについては、「高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の隔離一時保管について」（8 月 25 日 農林水産省）において、最終処分方法が決まるまでの間、放射線を遮へいできる建物等において一時保管を行い、保管状況の記録を行うことを求めている。
- (4) このように、放射性セシウムの濃度が 8,000Bq/kg を超える焼却灰等、上下水処理等副次産物、稲わらの処理にあたっては、放射線防護や放射性物質の溶出防止等のための措置により、特別な管理を行うことが必要となる。

(5)以上のことから、指定廃棄物の指定基準は、8,000Bq/kgとすることとしてはどうか。

※焼却灰等、上下水処理等副次産物、稲わらについて、放射性セシウムの濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、それぞれ、「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」（6月23日環境省）、「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」（6月16日 原子力災害対策本部）、「暫定許容値を上回る放射性セシウムを含む稲わらの管理について」（8月19日 農林水産省）において、基本的には、一定の管理のもとで、廃棄物処理法に基づく処理が可能であるとしている。



## 【参照条文】

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定等)

第十七条 環境大臣は、前条第一項の規定による調査の結果、同項各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該廃棄物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定するものとする。

- 2 前条第一項各号に掲げる者は、当該各号に定める廃棄物であつて前項の規定による指定に係るものが、国、国の委託を受けて当該廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者その他第四十八条第一項の環境省令で定める者に引き渡されるまでの間、環境省令で定める基準に従い、これを保管しなければならない。

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定の申請)

第十八条 その占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと思料する者（関係原子力事業者を除く。）は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に対し、当該廃棄物について前条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。

- 2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査（以下この条において「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。
- 3 環境大臣は、第一項の申請があつた場合において、申請に係る調査が環境省令で定める方法により行われたものであり、かつ、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が同項の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該申請に係る廃棄物について、前条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、第十六条第一項の規定による調査とみなす。

(国による指定廃棄物の処理の実施)

第十九条 国は、第十七条第一項の規定による指定に係る廃棄物（以下「指定廃棄物」という。）の収集、運搬、保管（同条第二項（前条第五項において準用する場合を含む。）の規定による保管を除く。次条、第四十八条第一項、第四十九条第三項、第五十条第三項、第五十一条第二項及び第六十条第一項第三号において同じ。）及び処分をしなければならない。

**廃棄物の放射性物質による汚染状態の調査義務の対象とする施設  
について  
(第 16 条第 1 項各号)**

(1) 放射性物質汚染対処特措法第 16 条第 1 項の規定により、環境省令で定める要件に該当する水道施設等(※)の管理者等は、当該施設から排出される廃棄物(汚泥、ばいじん、燃え殻等)の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査し、環境大臣に報告しなければならないこととされている。

調査・報告の結果、一定基準を超える汚染が確認された廃棄物は、事故由来放射性物質により特別な管理が必要な程度に汚染された廃棄物(指定廃棄物)として指定することとされている。

(2) 調査・報告を義務付ける施設の要件について、どのように設定すべきか。

(※) 水道施設、公共下水道、流域下水道、工業用水道施設、一般廃棄物焼却施設、産業廃棄物焼却施設及び集落排水施設

第 16 条の調査は、指定廃棄物として指定する廃棄物を抽出するために行うものであるから、その調査義務の対象施設は、指定廃棄物の指定基準<sup>※1</sup>を超えて汚染されている廃棄物が発生するおそれ大きい施設に限定する必要がある。

このような考え方から、施設の種類ごとに、調査義務の対象とする範囲を、それぞれ下表の通りとする。

※1 指定廃棄物の指定基準については、資料 4 - 1 参照。

**表. 調査義務の対象とする施設の範囲**

施設の種類	調査対象廃棄物	調査義務の対象とする範囲
①水道施設	脱水汚泥又は乾燥汚泥	水道施設から放射性セシウム濃度が指定廃棄物の指定基準を超える汚泥が発生するおそれのある地域 <sup>※2</sup> に存在する水道施設 <sup>※4</sup> (地下水のみから取水を行うなど、汚泥が発生しない施設を除く。)
②公共下水道・流域下水道	脱水汚泥又はこの焼却灰等	公共下水道・流域下水道から放射性セシウム濃度が指定廃棄物の指定基準を超える汚泥等が発生するおそれのある地域 <sup>※2</sup> に存在する公共下水道・流域下水道 <sup>※4</sup> 。

③ 工業用水道施設	脱水汚泥又は乾燥汚泥	工業用水道施設から指定廃棄物の指定基準を超える汚泥が発生するおそれのある地域 <sup>※2</sup> に存在する工業用水道施設 <sup>※4</sup> （地下水のみから取水を行うなど、汚泥が発生しない施設を除く。）
④ 一般廃棄物焼却施設・産業廃棄物焼却施設	ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻	特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設に該当する施設 <sup>※3</sup>
⑤ 集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥又はこれらの焼却灰等	集落排水施設から放射性セシウム濃度が指定廃棄物の指定基準を超える汚泥が発生するおそれのある地域 <sup>※2</sup> に存在する集落排水施設 <sup>※4</sup> 。

※2 具体的な地域の範囲については、「一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について（平成23年8月29日環境省）」において、放射性セシウムのモニタリングの対象とする一般廃棄物焼却施設を、焼却灰等から放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え、又は8,000Bq/kgのおおむね8割以上が検出されている施設としていること等を踏まえ設定する。この際、施設における汚泥等の放射性セシウム濃度の測定結果や、航空機モニタリング結果等を活用する。

※3 廃棄物の焼却施設についての調査対象施設は、特措法において、同法第24条の特別の維持管理基準が適用される廃棄物の焼却施設と同様とされている。特別の維持管理基準が適用される廃棄物の焼却施設の範囲については、資料5-3参照。

※4 過去に行われた廃棄物の放射性物質濃度の調査結果等からみて、指定廃棄物の指定基準を超える廃棄物が排出されるおそれが極めて小さいと考えられる施設等については、個別に調査義務の対象外とすることを検討する。

## 【参考】

一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について（平成23年8月29日環境省）

（別添資料2）一般廃棄物処理施設における放射性物質のモニタリングについて

## 2. 対象施設

一般廃棄物焼却施設のうち、これまでの測定により焼却灰等（主灰、飛灰、溶融スラグ、溶融飛灰）の放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超えている場合又は8,000Bq/kgに近い場合をモニタリングの対象とする。その他、今後焼却する一般廃棄物に放射性セシウムが含まれる可能性があり、8,000Bq/kgを超えるおそれがある場合もモニタリングの対象とする。焼却灰等の放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgに近い場合とは、8,000Bq/kgのおおむね8割以上を目安とする。

## 【参照条文】

(水道施設等における廃棄物の調査)

第十六条 次の各号に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、当該各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について、環境省令で定める方法により調査し、その結果を環境大臣に報告しなければならない。

- 一 水道施設であつて環境省令で定める要件に該当するものを管理する水道事業者又は水道用水供給事業者 当該水道施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの
  - 二 公共下水道であつて環境省令で定める要件に該当するものを管理する公共下水道管理者又は流域下水道であつて環境省令で定める要件に該当するものを管理する流域下水道管理者 当該公共下水道又は当該流域下水道に係る発生汚泥等
  - 三 工業用水道施設であつて環境省令で定める要件に該当するものを管理する工業用水道事業者 当該工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの
  - 四 第二十四条第一項に規定する特定一般廃棄物処理施設である焼却施設の設置者(市町村が廃棄物処理法第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する第二十四条第一項に規定する特定一般廃棄物処理施設である焼却施設にあつては、管理者)又は同条第二項に規定する特定産業廃棄物処理施設である焼却施設の設置者 当該焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻
  - 五 集落排水施設であつて環境省令で定める要件に該当するものを管理する者 当該集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの
- 2 略

## 放射性物質による汚染状態の調査方法について

## (第 16 条第 1 項、第 18 条第 3 項)

- (1) 放射性物質汚染対処特措法第 16 条第 1 項の規定により、環境省令で定める要件に該当する水道施設等(※)の管理者等は、当該施設から排出される廃棄物(汚泥、ばいじん、燃え殻等)の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査し、環境大臣に報告しなければならないこととされている。
- (2) 調査・報告の結果、一定基準を超える汚染が確認された廃棄物は、事故由来放射性物質により特別な管理が必要な程度に汚染された廃棄物(指定廃棄物)として指定することとされている(第 17 条第 1 項)。また、上記調査義務のほか、事故由来放射性物質による汚染状況の調査の結果、一定基準を超える汚染が確認された廃棄物についても、指定廃棄物として指定することとされている(第 18 条第 3 項)。
- (3) これらの調査について、以下の事項を環境省令で定める必要がある。
- ① 第 16 条第 1 項に基づく調査の項目、頻度
  - ② 第 16 条第 1 項に基づく調査の報告の項目、頻度
  - ③ 水道施設等における廃棄物の調査方法
  - ④ 水道施設等以外から発生する廃棄物の調査方法
- (4) これらの事項について、どのような内容を定めるべきか。

(※) 水道施設、公共下水道、流域下水道、工業用水道施設、一般廃棄物焼却施設、産業廃棄物焼却施設及び集落排水施設

## 1. 調査の頻度、報告の項目・期限

## (1) 調査の頻度(第 16 条のみ)

- ① 原則として 1 月に 1 回以上実施する。
- ② 放射性セシウム( $^{134}\text{Cs}$  及び  $^{137}\text{Cs}$ )の放射能濃度の合計値が指定基準(8,000Bq/kg)のおおむね 8 割の値を 3 ヶ月連続して下回っている場合又は指定基準(8,000Bq/kg)のおおむね 1 割の値を下回っている場合等は、以降の調査頻度を 1 年に 1 回とすることができるものとする。

## (2) 報告の項目(第 16 条、第 18 条第 3 項共通)

- ① 試料の採取日
- ② 放射性セシウムの放射能濃度 ( $^{134}\text{Cs}$ 、 $^{137}\text{Cs}$  それぞれの測定値及び合計値)
- ③ 検出下限値
- ④ 測定対象の廃棄物の発生量(日平均) 等

## (3) 報告の期限(第 16 条のみ)

報告期限は原則として翌月の末日とする。

## 2. 廃棄物の調査方法

### (1) 調査の項目（第 16 条、第 18 条第 3 項共通）

①放射性セシウム（ $^{134}\text{Cs}$  及び  $^{137}\text{Cs}$ ）の放射能濃度とする。

### (2) サンプルング方法（第 16 条、第 18 条第 3 項共通）

①測定結果が、測定対象の廃棄物全体を代表するものとなるよう、試料を採取する。

②廃棄物搬出時の有姿又は、粉砕したものを試料とする。

### (3) 測定方法（第 16 条、第 18 条第 3 項共通）

ゲルマニウム半導体検出器又は、NaI (Tl) シンチレーションスペクトロメータを使用して測定を行う。



## 【参照条文】

(水道施設等における廃棄物の調査)

第十六条 次の各号に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、当該各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について、環境省令で定める方法により調査し、その結果を環境大臣に報告しなければならない。

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定等)

第十七条 環境大臣は、前条第一項の規定による調査の結果、同項各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該廃棄物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定するものとする。

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定の申請)

第十八条 その占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと思料する者（関係原子力事業者を除く。）は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に対し、当該廃棄物について前条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。

2 略

3 環境大臣は、第一項の申請があった場合において、申請に係る調査が環境省令で定める方法により行われたものであり、かつ、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が同項の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該申請に係る廃棄物について、前条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、第十六条第一項の規定による調査とみなす。